

令和6年4月定例教育委員会議録

1. 日 時 令和6年4月3日(水)午後2時00分
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教育長 | 奥 真弥 |
| 教育長職務代理者 | 赤坂 敏明 |
| 委 員 | 中村 スザンナ |
| 委 員 | 山下 潤一郎 |
| 委 員 | 甚野 益子 |
| 委 員 | 石崎 貴朗 |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- | | |
|---------------------|-------|
| 教育部長 | 木下 隆 |
| 教育部理事 | 樫葉 浩司 |
| 施設担当理事 | 中野 康 |
| 日本遺産推進担当理事 | 中岡 勝 |
| 読書活動推進担当理事 | 大引 要一 |
| 学校給食担当理事 | 田中 伸宏 |
| 泉州国際マラソン担当理事 | 山路 功三 |
| 教育総務課長 | 鍵埜 和弘 |
| 教育総務課教育総務担当参事 | 山本 建志 |
| 教育総務課教職員担当参事 | 山岡 史賢 |
| 教育総務課夜間中学校担当参事 | 本道 篤志 |
| 学校教育課長 | 長田 龍介 |
| 学校教育課学校指導担当参事 | 辻本 武司 |
| 生涯学習課読書活動推進担当参事 | 細矢 祥代 |
| 青少年課長 | 洞 義浩 |
| スポーツ推進課泉州国際マラソン担当参事 | 池田 秀明 |
| (庶務係) 教育総務課総務係長 | 室 拓二 |
5. 本日の署名委員 委 員 石崎 貴朗

議事日程

(報告事項)

- 報告第10号 教職員の人事異動について
報告第11号 事務局職員の人事異動について
報告第12号 教育委員会後援申請について
報告第13号 教育委員会後援実施報告について

議案第7号 泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

(午後2時50分開会)

奥教育長

ただ今から令和6年4月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はございません。

本日は谷口委員が欠席しておりますが、会議は成立しています。

本日の会議録署名委員は石崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議に入ります前に、2月に開催しました総合教育会議の会議録と3月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。

まず、2月に開催しました総合教育会議の会議録について、委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、こちらにつきましては、市長と教育長の署名となっておりますので、後ほど署名いたします。

続いて3月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、中村委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第10号「教職員の人事異動について」を議題といたします。

新任の管理職・指導主事の異動紹介

(各自挨拶)

奥教育長

続いて報告第11号「事務局職員の人事異動について」を議題といたします。木下教育部長から報告をお願いします。

木下教育部長

教育委員会事務局の人事異動については、報告資料第11号の一覧表の通りです。

管理職の昇格・異動対象者を紹介

(各自挨拶)

奥教育長

次に報告第12号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

山路泉州国際マラソン担当理事

報告に入る前に少しお時間をいただきまして、ひとことお詫びを申し上げさせていただきたいと思います。今回の後援実施報告の方で、第38回泉州地区柔道大会がございます。こちらにつきましては、事前に申請の方はいただいている、スポーツ推進課内では決裁関係の処理を進めていたのですが、教育委員会議への申請報告を失念しておりまして、そのまま実施し、この度の報告となっております。今後はこのようなことがないように細心の注意を払って、教育委員会議の方へ諮らせていただきたいと思いますので、何卒ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

今後は気をつけてください。

鍵埜教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料12に基づいて説明。

継続10件の事業内容について一括で報告。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

中村委員

上から4番目の「①とっておきの音楽祭 in りんくう大阪2024 & とっておきのアート展」「②とっておきの音楽祭 in りんくう大阪スクールコンサート2024 & とっておきのアート展」の継続の分ですが、①②の両方とも「&とっておきのアート展」とありますが、作品の展示のほかに販売があるのでしょうか。また、販売があるのであれば、収益金の流れはどうなるのでしょうか。

大引読書活動推進担当理事

とっておきのアート展につきましては、5月はりんくうタウン駅ビルの旧コラボスにて、9月はりんくうPapillio 星の広場にて開催予定となっております。アート展では基本的には作品の販売を行わず、障害者の方のアート作品の展示のみを行うとお聞きしております。

奥教育長

他にございませんか。

甚野委員

1 番最初の「第 5 5 回大阪学童保育研究集会」ですが、最近お子様が学童保育に行っている家庭が増えていると思います。校区によるとは思いますが、泉佐野ではどれくらいの割合でお子様を学童に入れているのですか。また大阪府全体ではどれくらいの割合でお子様を学童に入れているのですか。

長田学校教育課長

ただいまご質問いただいた件ですが、現時点で手元に資料がございませんので、改めて確認いたしまして、ご提示させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

甚野委員

よろしくお願いたします。お子様が学童に通われているご家庭が年々増えているのか減っているのか、それから学童保育に入るためのご家庭の条件等はあるのかということも知りたいと思いますので、併せてよろしくお願いたします。

奥教育長

他にございませんか。

石崎委員

上から 6 番目の「2024 年度 全国高等学校剣道優秀校練成会」ですが、鍵埜教育総務課長の口頭での説明では主催は初芝立命館高等学校剣道部とありましたが、資料 1 2 では上宮高等学校剣道部と記載があります。主催はどちらになるのでしょうか。

山路泉州国際マラソン担当理事

先ほどの説明の中では初芝立命館高等学校とありましたが、この錬成大会につきましては 7、8 年ほど前から J:COM 末広体育館の方で、特に関西地域、静岡の方の高校等、あちこちの高校が参加されている大会でした。はじめのころは初芝立命館高校の保護者会の方がいろいろ手続きや準備をされていて、2、3 年前ほど前から上宮高校と初芝立命館高校と一緒に手続き等、事務局のようなことをされるようになりましたが、今回から、上宮高校単独という形で引き継がれたとお聞きしております。ただ、大会に参加する高校等はそれまでと同じとお聞きしております。

鍵埜教育総務課長

追加で説明をさせていただきます。ご提出いただいている大会概要によりますと、申請手続きについては、代表で上宮高等学校剣道部が行っており、主催につきましては上宮高等学校、初芝立命館高等学校、賢明学院高等学校の連名となります。報告を間違えてしまい申し訳ありませんでした。

奥教育長

資料 1 2 にあるように上宮高等学校で間違いはないということですね。

鍵埜教育総務課長

はい、そちらで間違いございません。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第12号を終わります。

次に、報告第13号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

鍵埜教育総務課長

報告第13号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。

報告資料13「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。

報告件数は今回4件でこれらは以前に教育委員会の後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料13をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第13号を終わります。

続いて、議案審議に移ります。

議案第7号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いします。

鍵埜教育総務課長

議案第7号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

資料につきましては、議案資料7の2枚目の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正の主旨といたしましては、今般、政策推進課所管の泉佐野市事務分掌条例施行規則の改正（令和6年4月1日施行）がございまして、その改正内容について、本規則における条文に反映するため、所要の改正を行うものでございます。

改正理由でございますが、今回の泉佐野市事務分掌条例施行規則における改正理由としまして、昨今の行政課題が山積する中で、フレキシブルな組織運営が行えるよう、中間職の配置に柔軟性を持たせ、意思決定の迅速化を図るとともに、本市の役職職員の不足や将来見込まれる人材不足に対応し、安定した組織運営を維持していくため、所要の見直しを行うものとされており、本規則についても同様に取り扱うものでございます。

具体的な改正内容について、でございますが、第5条（職の設置）で、部長、課長等の役職について現行のとおり定めておりますものを、また、第6条（職務権限）で、現行のとおり定めておりますものを、改正後（案）のとおり変更するものでございます。

なお、この改正規則につきましては、本議案をご承認いただいた後に公布を行い、公布の日から施行するものでございます。

説明は簡単ですが、以上のとおりでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

奥教育長

ただいま教育総務課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

赤坂委員

理事を配置するということですが、理事の職責について教えてください。

木下教育部長

理事というのは通常、部長と同じ職階になります。私は教育部長となっておりますけれども、理事となれば特命を受けて業務を進めることになります。例えば、私は異動前、市長公室という部局の中の、窓口業務改革担当理事やマイナンバーカード推進担当理事、マイナンバー活用についての担当理事ということで、部長としての職階をもって、特命を受けた業務を進めておりました。教育委員会の場合では、任命権者である奥教育長が、教育のための業務を進めるにあたって部長の職階をもった理事級を配置するという意味合いになります。理事は職階においては課長より上の立場になり、課長と部長との間で部長級の職責をもちながら特命を受けた業務を遂行していくということになります。今回は規則における条文を整理する改正案を出させていただいております。

奥教育長

理事に決裁の権限はあるのでしょうか。

木下教育部長

理事は、組織をラインとスタッフに分けた場合、基本的にはスタッフの立場になります。部長、課長、課長代理、係長、このあたりがラインになります。事務を執行する上で、予算を支出するためにはラインである係員、係長、課長代理、課長、そして部長の流れで、押印をもって、決裁を承認し、支出を行います。その際には、ラインである部長級であれば理事、課長級であれば参事、課長代理級であれば主幹という呼び方になりますが、スタッフも、事業を行うための決裁は行いますが、予算の支出を伴うものについてはラインの方の、課長や部長が決裁権限を持つということになります。

奥教育長

総括をしているのはあくまでも部長で、特命を受けて、特命を受けたものについて責任をもち進めるのが理事ということですね。

赤坂委員

市役所の場合はわかりませんが、法人の場合では、理事というのは法人の中で様々な職責を担い、理事会等においてもその役割を果たしていると認識しているのですが、市役所の場合はそれとは少し異なる感覚なのかなど。少しわかりにくいですが、法人や企業の理事とはまた本質的に違うのかなと感じます。

木下教育部長

一般的な理事というのは特別職であり、理事会を開催して何かを行う際には一票を持っているという形になりますが、市の職員における理事は、あくまでも一般職員の中の職階になりますので、理事といっても部長級の職員であるという意味合いになります。同じ理事という名前になりますが、決定権者という一般的な理事と、特命の事業に対しての部長級の職階を持つ市の職員の理事というところで、内容に違いがありますので、そういう理解をお願いいたします。

鍵埜教育総務課長

今回の教育委員会事務局組織の規則改正につきましては、泉佐野市事務分掌条例施行規則の改正に準じ、職階に併せた形で表記を整理するという内容になっておりますのでよろしく申し上げます。

奥教育長

他にご意見ご質問等はございませんか。

無いようでございますので、議案第7号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。
続きましてその他で何かございますか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。
次回の5月の定例教育委員会議は令和6年5月2日木曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後2時50分閉会)